

復 本 第 8 3 5 号
2 0 1 9 0 4 2 2 福局第1号
3 1 食 産 第 4 8 3 号
平 成 3 1 年 4 月 2 6 日

生産者団体の長 殿

復 興 庁 統 括 官

農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長

経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長

福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査の結果に基づく指導、助言等について（通知）

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 78 条の 2 の規定に基づき、福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするため、平成 30 年度福島県産農産物等流通実態調査（以下「平成 30 年度調査」という。）を行い、その調査の結果に基づき助言を行うこととしたので、貴団体から傘下の関係者に対して周知するとともに、福島で生産された商品の販売不振の払拭に向けて一層協力願いたい。

1 平成 30 年度調査の結果

平成 30 年度調査の結果の概要は、次のとおりである。その詳細は、別添の「平成 30 年度福島県産農産物等流通実態調査」報告書概要を参照されたい。

ア 重点的に調査した米、牛肉、桃、あんぽ柿、ピーマン及びヒラメの 6 品目では、出荷量が依然として回復していない。また、福島県産農産物等と全国平均との価格差は徐々に縮小しているが、依然として全国平均を下回る品目が多い。

イ 流通段階ごとの価格の追跡調査では、福島県産農産物等と他県産農産物等の流通段階ごとの価格形成に明確な違いはなく、福島県産農産物等を不当に安値で買いたたく事例は確認されなかった。

ウ 福島県産農産物等の取扱姿勢については、流通段階ごとに認識の齟齬があり、仲卸業者等の納入業者は小売業者等の納入先の取扱姿勢を実際以上にネガティブに認識している。その概要は、別紙の「流通段階ごとの認識の齟齬について」を参照されたい。

エ 消費者の意識と福島県産農産物等の購買との関係については、福島県産農産物等に「良いイメージ」や「安全なイメージ」を持っている、福島県に「良い感情」を抱いている消費者ほど福島県産農産物等を積極的に購買する傾向がある。

オ 小売業者等の「販売のプロ」は、仕入れの際に「品質」や「安全・安心」とともに「供給量の安定」を重視している。

カ 福島県以外の都道府県では、消費者等の需要の変化に合わせて新商品開発、ブランド化等の取組が強化されており、競争環境が厳しくなっている。

2 平成 30 年度調査の結果に基づく助言

平成 30 年度調査の結果を踏まえ、次のとおり販売促進に向けた示唆を紹介するので、貴団体から傘下の関係者に対して、今後の取組の参考として周知されたい。

○ 福島県産農産物等の購買には、「良質という評価」、「安全性のイメージ」、「福島県への親近感」等が影響しているため、GAPによる生産工程管理やHACCPによる品質・衛生管理を着実に実施し、福島県産農産物等のイメージアップを図ることが有効であるほか、観光を含めた福島県全体のイメージアップが効果的である。

○ 小売業者等の「販売のプロ」が仕入れの際に重視するのは「品質」、「安全・安心」、「供給量の安定」等であるため、既に高い評価を得ている「品質」のほか、GAP等の取組による「安全・安心」、定時・定量出荷、契約遵守等による「供給量の安定」を図り、業者間の取扱いの促進を強化することが有効である。

○ 他の都道府県では、例えば米のゆめぴりか（北海道）、つや姫（山形県）、青天の霹靂（青森県）等新品种の開発やブランド化の取組が著しく強化されており、競争環境が厳しくなっているため、東日本大震災の影響を取り除くだけに留まらず、消費者等の需要に応じて他県産農産物等をしのぐような生産から流通・販売に至る総合的な取組を積極的に展開していくことが重要である。

3 平成 30 年度調査の結果に基づく助言に関する説明会の実施

平成 30 年度調査の結果に基づく助言については、本通知をもって行うところであるが、今後説明会を実施する予定であるので、貴団体及び傘下の関係者には積極的に参加いただきたい。

4 平成 31 年度福島県産農産物等流通実態調査の実施

平成 31 年度においても、平成 31 年度福島県産農産物等流通実態調査を実施することとしているので、貴団体及び傘下の関係者においては、引き続き調査に積極的に協力いただきたい。

流通段階ごとの認識の齟齬について

外食業者に対して福島県産青果の取扱姿勢について5段階で自己評価を尋ねたところ、「前向き：5点」が1割、「やや前向き：4点」が1割、「どちらとも言えない：3点」が7割等であり、平均点は3.14であった。他方、他者評価として卸売業者、仲卸業者及び加工業者から見た外食業者の取扱姿勢を尋ねたところ、「卸売業者：2.90」、「仲卸業者：2.78」及び「加工業者：2.39」との認識であった。

同様に、米、精肉、青果及び水産物について、卸売業者、仲卸業者、加工業者、小売業者、外食業者及び消費者に対して自己評価と他者評価をそれぞれ尋ねたところ、その結果は次のとおりであった。

		被評価者					
		卸売業者	仲卸業者	加工業者	小売業者	外食業者	消費者
評 価 者	卸売業者	4.0	3.2	2.8	2.8	2.8	—
	仲卸業者	3.0	3.5	2.5	2.5	2.5	—
	加工業者	3.0	3.0	3.1	2.9	2.8	—
	小売業者	3.2	3.2	2.9	3.1	—	2.6
	外食業者	3.0	2.9	2.9	—	3.1	2.6
	消費者	—	—	—	—	—	3.2

以上の結果では、仲卸業者等の納入業者は小売業者等の納入先の福島県産農産物等の取扱姿勢を実際以上にネガティブに認識していることが明らかになった。

関連対策を活用した福島県産農産物等の販売促進等

福島県の農林水産業の再生に向けては、GAP認証の取得、農林水産物の販路拡大と需要の喚起等生産から流通・販売に至るまで風評の払拭を総合的に支援するための福島県農林水産業再生総合事業が措置されている。

また、福島県産農産物等に対象を限定しない販売促進等対策についても、各種措置されている。

このため、福島県農林水産業再生総合事業を始め各種対策について、案件形成を検討する段階から流通・販売相談窓口にご相談し、効果的に活用いただきたい。

1 福島県農林水産業再生総合事業（平成31年度予算：47億円）

（1）生産段階での取組

ア 第三者認証GAP等取得促進事業

- ・第三者認証GAP等の取得に係る研修の受講や審査費用等を支援する。
- ・普及指導員や農業高校教員等の指導員研修を支援する。

イ 環境に優しい農業拡大事業

- ・有機JAS認証の取得に係る費用を支援する。
- ・有機栽培米の産地見学会や商談会、主婦層向けの有機農業セミナー等の開催を支援する。

ウ 農林水産物の検査の推進

- ・国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費を支援する。
- ・産地における自主検査に要する経費と、検査結果に基づく安全性のPRを支援する。

（2）流通・販売段階での取組

ア 販路拡大タイアップ事業

- ・被災12市町村の生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言を支援する。

イ 水産物競争力強化支援事業

- ・水産エコラベルの取得に係る研修の受講や審査費用等を支援する。
- ・水産物の高鮮度化に向けた実証試験や新たな販路開拓の取組を支援する。

ウ 農産物等戦略的販売促進事業

- ・量販店等における販売コーナーの設置、販売フェアの開催等の販売促進の取組を支援する。
- ・オンラインストアにおける特設ページの開設やキャンペーンの実施を支援する。
- ・海外における販路開拓活動等を支援する。
- ・テレビコマーシャルやウェブサイトを通じた情報発信、福島県内の市町村や民間団体が行うPR事業等を支援する。

2 その他の販売促進等対策

- (1) 農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化
 - ア 海外販売促進活動の強化と輸出環境の整備
 - イ 規格・認証、知的財産の戦略的活用と日本の食品・食文化の普及
 - ウ 6次産業化の推進
 - エ 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大
- (2) 強い農林水産業のための基盤づくり
- (3) 農山漁村の活性化
- (4) 企業とのマッチングの場を活用した加工品の販路拡大

福島県産農産物等の流通・販売相談窓口の設置

福島県産農産物等の販売不振がいまだ改善されない状況にあるため、農林水産省、復興庁、経済産業省及び福島県に「流通・販売相談窓口」を設置し、相談できる体制を整備している。

このため、流通・販売相談窓口を積極的に活用するとともに、その活動に協力いただきたい。

- 1 農林水産省
食料産業局食品流通課 03-3502-7659 fukushima_soudan@maff.go.jp
- 2 復興庁
03-6328-1111 ryutsu.hanbai@cas.go.jp
- 3 経済産業省
大臣官房福島復興推進グループ福島広報戦略・風評被害対応室
03-3501-2883 fukushima-kouhou@meti.go.jp
- 4 福島県
農林水産部農産物流通課 024-521-7371 ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp

注) 電話の場合には、「福島県産農産物等の流通・販売相談」とお伝えください。